

# 特別支援学級及び通級による指導の指導要録

## I 改善の概要

障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要である。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、学習指導要領により各教科等の指導に当たって、個別の指導計画の作成が義務付けられており、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要であるとされている。

また、特別支援学級及び通級による指導の対象となっていない障害のある児童生徒については、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒についても、必要に応じ個別の指導計画を作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫を行い、適切な学習評価を行うことが求められる。

なお、小・中学校の特別支援学級における指導要録の様式は、必要がある場合には、特別支援学校における指導要録に準じて作成することが適当である。その際、記述の仕方については、特別支援学校における評価方法を参考にすることができる。

## II 記入上の注意

### 1 全般的な注意事項

小・中学校指導要録の記入上の注意に準ずる。

### 2 学籍に関する記録

「児童(生徒)」、「保護者」、「入学前の経歴」、「入学・編入学等」、「転入学」、「転学・退学等」、「卒業」、「学校名及び所在地」、「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」の欄については、小・中学校指導要録の記入上の注意に準ずる。

ただし、中学校を卒業し、福祉施設に入所・通所する者については、「進学先・就職先等」の欄に施設名及び所在地を記入する。

### 3 指導に関する記録

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録の様式を参考にする特別支援学級の場合

各教科の学習の記録として「観点」、「評定」、「特別の教科 道徳の記録」、「外国語活動の記録(小学校)」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「出欠の記録」の欄については、小・中学校指導要録の記入上の注意に準ずる。

ア 自立活動の記録

自立活動の記録については、「個別の指導計画」を踏まえ、下記の事項等を端的に記入する。

(ア) 指導の目標、指導内容及び指導結果の概要に関すること

(イ) 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること

(ウ) 障害の状態を把握するため、又は自立活動の成果を評価するために検査を行った

場合、その検査結果に関すること

イ 入学時の障害の状態

入学時の障害の状態については、入学時における障害の種類及び程度等（学校教育法施行令第22条の3に示す障害の種類、身体障害者手帳の級など）を記入するほか、可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及び措置後の変化等について記入する。

- (2) 知的障害を教育する特別支援学校の指導要録の様式を参考にする特別支援学級の場合「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「出欠の記録」の欄については、小・中学校指導要録の記入上の注意に準ずる。

ア 各教科の記録

(ア) この欄には、各教科、特別活動、自立活動について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す各教科等の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

(イ) 外国語科や選択教科（中学部）を設けた場合は、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて評価の観点を設定し、具体的に指導内容、実施状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

イ 外国語活動の記録（小学部）

小学部3学年以上及び国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童に外国語活動を設けて指導した場合、下記に示す外国語活動の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に箇条書き等により文章で端的に記述する。

ウ 行動の記録

(ア) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動（小学校）やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動については、小・中学校指導要録の行動の記録に関する考え方を参考にしながら、文章で端的に記述する。

(イ) 学級担任の観点からだけでなく、各教科担当及び特別活動担当教員の評価なども参考にする。

エ 入学時の障害の状態

入学時の障害の状態については、入学時における障害の種類及び程度等（学校教育法施行令第22条の3に示す障害の種類、療育手帳の段階など）を記入するほか、可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及び措置後の変化等について記入する。

## 4 特別な指導を行った場合の記録

- (1) 重複障害のある児童生徒の場合

ア 知的障害者を教育する特別支援学校の指導要録を参考にする。

イ 特に障害を併せ有する児童又は生徒の指導に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画に基づく指導に努め、当該児童生徒の指導に関する記録の記入に当たっては、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

ウ 児童生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教

科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科，道徳，外国語活動（小学部），特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせた授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5の規定に基づき重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合であっても，個別の指導計画における各教科等の指導の目標及び指導内容に基づいて記録を記入する。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒の場合

ア 小・中学校の指導要録を使用する。

イ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に，①通級による指導を受けた学校名，②通級による指導の授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を端的に記入する。

ウ 個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記に関わる記載がなされている場合には，その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

(3) 特別支援学級及び通級による指導の対象になっていない児童生徒で，教育上特別な支援を必要とする場合

ア 小・中学校の指導要録を使用する。

イ 必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。

ウ 個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記に関わる記載がなされている場合には，その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

### Ⅲ 取扱い上の注意

指導要録の作成，送付及び保存については，「Ⅳ 取扱い上の注意（p.27）」に準ずるが，特に次の点に留意する。

1 特別支援学級に在籍する児童生徒に係る指導要録については，特別支援学級担任者が作成し，特別支援学級分として保存する。

2 交流学級で指導する教科等がある場合には，交流学級担任者と特別支援学級担任者が合議して，1と別に通常の学級の様式で指導要録を作成する。

ただし，記入については特別支援学級担任者が行い，学級担任者氏名印の欄は，特別支援学級担任者名を記入し，併せて交流学級担任者名を（ ）書きで記入し，特別支援学級担任者が押印する。

なお，記載した指導要録は特別支援学級分として，1と合わせて保存する。

3 指導に関する記録を作成する際，異なる様式のものを使用した場合は，記入した該当する欄以外の欄は斜線を引くとともに，記入後は両者を重ね綴じして保存する。

4 通級による指導を受けている児童生徒については，通級による指導を受けている学校名，通級による指導の授業時数，指導時間，指導の内容や結果等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記載する。なお，通級による指導における学習の評価に当たっては，担当教師間において十分連携を密にする必要がある。

5 通級による指導の対象となっていない児童生徒で，特別な支援を必要とする場合については，必要に応じ，効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。